

# 指定給水装置工事事業者の 新規指定等の申請、変更等の届出について

(令和3年4月 更新)

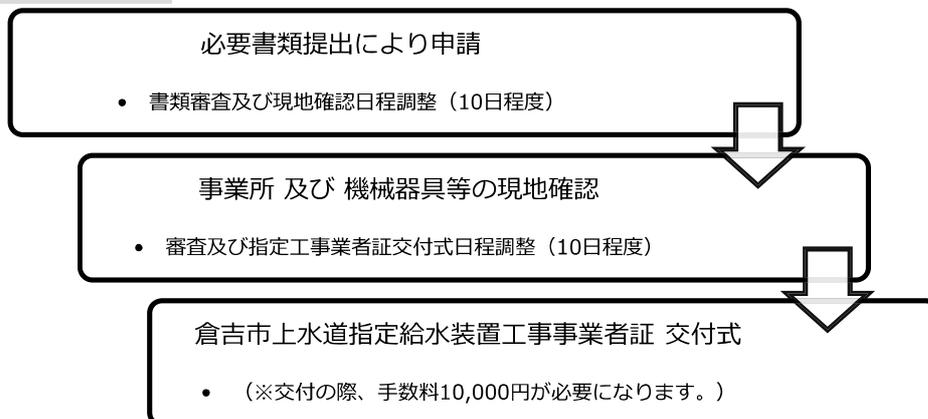
## 1 新規又は更新による指定を受けるとき

### 申請に必要な書類

個人事業者と法人事業者で、必要な書類が異なります。

書 類 名			備 考	
1	指定給水装置工事事業者 指定申請書（新規・更新）		様式第1号（表・裏面）	
2	機械器具調書		様式第1号（別表）	
3	誓約書		様式第2号	
4	給水装置工事主任技術者 選任届出書		様式第6号	
5	選任される者の給水装置工事主任技術者免状の写し 又は 給水装置工事主任技術者証の写し			
6	事業所等の所在地位置図			
書類名（個人／法人で書類が異なるもの）		個人	法人	備 考
7	住民票 又はその写し 外国人の場合は、外国人登録証明書の写し	○	—	3カ月以内のもの
8	定款の写し	—	○	3カ月以内のもの
9	登記事項証明書 又はその写し	—	○	3カ月以内のもの
その他参考資料				
<ul style="list-style-type: none"><li>建設業の許可通知（許可をうけられている場合）</li><li>従業員名簿</li><li>事業所の案内（営業日時、FAX 番号、メールアドレス、Web など）</li><li>その他参考となる資料</li></ul>				

### 指定までの流れ



## 2 指定事項を変更したとき

変更のあった日から30日以内に提出してください。

### 届出に必要な書類

指定事項の変更の内容 及び 個人事業者と法人事業者で、必要な書類が異なります。

#### (1) 名称 又は 所在地 を変更する場合

書 類 名				備 考
1	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書			様式第4号
	書類名（個人／法人で書類が異なるもの）	個人	法人	備考
2	住民票 又はその写し 外国人の場合は、外国人登録証明書の写し	○	—	3カ月以内のもの
3	定款の写し	—	○	3カ月以内のもの
4	登記事項証明書 又はその写し	—	○	3カ月以内のもの

- ・ 「有限」から「株式」への組織変更は同一法人とみなし、名称の変更として扱います。
- ・ 個人／法人を問わず事業者の継承はできません。「指定の廃止届」→「新規指定の申請」の手続きをしてください。（例：個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社設立など）

#### (2) 代表者を変更する場合

書 類 名		備 考
1	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	様式第4号
2	誓約書	様式第2号
3	定款の写し	3カ月以内のもの
4	登記事項証明書 又はその写し	3カ月以内のもの

#### (3) 役員を変更する場合

書 類 名		備 考
1	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	様式第4号
2	誓約書	様式第2号
3	登記事項証明書 又はその写し	3カ月以内のもの

### 3 指定の廃止、休止又は再開するとき

廃止又は休止の日から30日以内、再開の日から10日以内に提出してください。

#### 届出に必要な書類

指定事項の変更の内容 及び 個人事業者と法人事業者で、必要な書類が異なります。

	書 類 名	備 考
1	指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書	様式第5号
2	給水装置工事主任技術者 選任・解任 届書	様式第6号 必要に応じて
3	給水装置工事主任技術者免状 又は 給水装置工事主任技術者証の写し	必要に応じて
4	指定工事事業者証	廃止又は休止のとき

### 4 給水装置工事主任技術者を選任又は解任するとき

14日以内に提出してください。

#### 届出に必要な書類

1	書 類 名	備 考
2	給水装置工事主任技術者 選任・解任 届書	様式第6号
3	給水装置工事主任技術者免状 又は 給水装置工事主任技術者証の写し	選任のとき

#### 問い合わせ先

##### 倉吉市上下水道局 工務課 配給水係

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 番地

電話 **(0858) 27-0631** ファクシミリ **(0858)27-0639**

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土日祝日を除く

